

川西町農業委員会「農地等の利用の最適化推進に関する指針」

平成31年3月7日

川西町農業委員会

1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な責務として明確に位置づけられた。これにより遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進を柱に据えて取り組んでいく必要がある。

川西町においても農業者の高齢化と後継者不足により離農が進んでいるため、農地中間管理事業を活用しながら担い手への農地集積を進めることで、遊休農地の発生防止に繋げる必要がある。

これらを踏まえた上で、法第7条第1項に基づき、農業委員が農地等の利用の最適化を進めることができるよう、川西町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立を図る」とされたことからそれに合わせて平成35年度を目標とし、農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

2 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成31年3月)	215.11 ha	6.11 ha	2.84%
3年後の目標 (平成34年3月)	197.50 ha	4.50 ha	2.28%

目 標 (平成 35 年 3 月)	1 9 7 . 0 0 ha	4 . 0 0 ha	2 . 0 3 %
----------------------	----------------	------------	-----------

- ※ 1 管内農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第 30 条第 1 項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第 32 条第 1 項第 1 号の遊休農地の合計面積とする。
- ※ 2 遊休農地は、農地法（昭和 2 7 年法律第 2 2 9 号）第 3 0 条第 1 項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第 3 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する総面積

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 農業委員及び事務局が連携し、農地法第 3 0 条第 1 項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第 3 2 条第 1 項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成 2 1 年 1 2 月 1 1 日付け 2 1 経営第 4 5 3 0 号・2 1 農振第 1 5 9 8 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

イ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 3 4 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

ウ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地台帳システム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農業者の意向を踏まえた農地中間管理機構に対する手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B 分類（再生利用が困難な農地）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

3 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用の集積目標

	管内農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成 31 年 3 月)	215.11ha	22.73ha	10.57%
3 年 後 の 目 標 (平成 34 年 3 月)	197.50ha	25.50ha	12.91%
目 標 (平成 35 年 3 月)	197.00ha	26.50ha	13.45%

※ 1 管内農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第 30 条第 1 項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第 32 条第 1 項第 1 号の遊休農地の合計面積とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約に向けた具体的な推進方法

ア 農地中間管理機構との連携を強化し、農地の出し手や受け手の情報、遊休農地化する恐れのある農地情報について共有を図り、利用権設定や農地中間管理事業の活動により、担い手への農地利用の集積・集約を推進する。

イ 農地中間管理事業の積極的な周知に努める。

ウ 全国農地ナビによる農地情報の積極的な公表に努める。

エ 農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

4 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (個人) 新規参入者取得面積	新規参入者数 (法人) 新規参入者取得面積
現 状 (平成 31 年 3 月)	0 人 (0 ha)	0 法人 (0 ha)
3 年 後 の 目 標 (平成 32 年 3 月)	2 人 (1 ha)	1 法人 (1 ha)
目 標 (平成 35 年 3 月)	3 人 (2 ha)	2 法人 (2 ha)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 農業の魅力発信と支援事業の周知に努め、新規参入の促進を図る。

イ 新規参入希望者（法人含む。）地域での受け入れ条件の整備を図るとともに、新規参入後の定着を図るため、継続的な支援に努める。